

固定式火災探知警報装置の表示盤を備える貨物制御室に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式火災探知警報装置の表示盤を備える貨物制御室に関する事項

改正理由

消火装置等の仕様を規定する火災安全設備コード（FSS コード）の 9 章において、2014 年 7 月 1 日以降に起工される貨物船については、固定式火災探知警報装置の表示盤を船橋に加えて、貨物制御室にも備えるよう規定されている。

当該表示盤の設置場所の要件において、専用の貨物制御室以外の区画であって貨物制御を行う機能を有する区画にも当該表示盤を備える必要があるか否か明確でないことから、貨物制御室の定義を明確にすべく検討が行われた。

その結果、IACS において、FSS コード 9 章の解釈上、区画の用途にかかわらず、貨物制御盤が備えられている区画を貨物制御室とみなし、固定式火災探知警報装置の表示盤を備える旨規定する統一解釈 SC 271 が 2015 年 1 月に採択された。

今般、IACS 統一解釈 SC 271 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

貨物制御盤が備えられている区画は、当該区画の用途に関わらず、貨物制御室とみなす旨規定した。